

指宿市所有者不明土地及び低未利用土地対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 計画の背景と目的

近年、人口減少及び少子高齢化の進行、土地利用及び相続に対する意識の変化等に伴い、所有者不明土地や低未利用土地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。これらの土地は、適切な管理が実施されないことで周辺の環境や景観、防犯、防災、公共事業などに対して様々な問題を生じさせるおそれがあります。

本市では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地等に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「指宿市所有者不明土地及び低未利用土地対策計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）に基づき作成するものです。

また、指宿市空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら、所有者不明土地等の対策に取り組むものです。

(3) 取組方針

本市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、所有者不明土地等も増加することが予想されます。所有者不明土地等の発生を抑制するため、低未利用土地の所有者に対して、積極的な土地取引並びに適切な管理を促すよう取り組みます。

(4) 計画の対象とする地域

本計画の対象とする地域は、指宿市全域とします。

(5) 計画の対象とする土地

本計画の対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年4月から令和11年3月までとします。

- 2 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項
所有者不明土地法第 43 条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。
- 3 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項
低未利用土地を所有者不明土地にしないために、低未利用土地の所有者による利活用及び相続等による所有権移転の登記も含めた適切な管理を促すとともに、空き家バンク等により利活用希望者とのマッチングを行います。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項
所有者不明土地等に関する課題及び問題は、多岐にわたるため、関係部署との連携、情報共有等を図りながら本計画を推進します。
- 5 所有者不明土地等の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項
所有者不明土地等の利活用の円滑化及び管理の適正化を推進するため、土地の利活用希望者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。
- 6 その他所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るために必要な事項
本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。